公立陶生病院組合　公告

公立陶生病院 立体駐車場（西・東）建設工事に関する制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）については次のとおりである。

平成２６年３月２６日

公　立　陶　生　病　院　組　合
管理者　瀬戸市長　増岡錦也

１　一般競争入札に付する事項

（１）工　　事　　名　　公立陶生病院 立体駐車場（西・東）建設工事
（２）工　事　場　所　　瀬戸市西追分町１６０番地
（３）工　　期　　契約締結の翌日から平成２７年２月２７日まで
（４）工　事　内　容　　立体駐車場（東）
鉄骨造地上５階塔屋１階 延床面積 7,297.93 ㎡
立体駐車場（西）
鉄骨造地上４階塔屋１階 延床面積 5,690.78 ㎡
上記二棟の建設及び付帯外構工事等をおこなうもの

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）基本事項

①　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

②　平成２６年３月１日時点において工事等競争入札参加資格者名簿（瀬戸市）に対象工事「建築工事」に係る業種が登載されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。

③　建設業法(昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。)第３条の規定による「建築一式工事」の特定建設業の認可を受けた者であること。

④　公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。

⑤　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

⑥　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

⑦　その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。

（２）経営事項審査に関する事項

平成２６年３月１日時点での工事等競争入札参加資格者名簿（瀬戸市）において、「建築工事」の総合数値が１８００点以上（瀬戸市、尾張旭市、長久手市に本店又は営業所を設置している者は８００点以上）であること。

（３）同種工事の実績

平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日までの期間に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体が発注した、請負金額３０００万円以上の建築工事を元請けとして２件以上履行した実績があること。（本店又は営業所の実績を含む。）

３　入札参加申請等

入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及びその他指示する書類（以下「資格確認申請書」等という。）を次のとおり公告の記載の期日までに持参により提出し、確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成２６年４月１５日（火）に資格確認申請者に対し、一般競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

（１）　申請書等の配布期間

平成２６年３月２６日（水）から平成２６年４月１１日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（２）　資格確認申請書の提出期間

平成２６年３月２６日（水）から平成２６年４月１１日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（３）　時間

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（４）　提出書類

２（３）について明記した書類（資格確認申請書　別紙１）

（５）　提出場所

公立陶生病院　会計課

（６）　その他

①　書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　提出された書類は、返却しないものとする。

４　設計図書の閲覧・配布

下記の期間、設計図書を閲覧に供する。又、資格確認申請書提出時にその旨申し出があった者に対し、つぎのとおり設計図書を有償配布する。（ＣＤ１枚１００円　消費税込み１０８円（平成２６年３月３１日までは１０５円））

（１）　閲覧・配布期間

平成２６年３月２６日（水）から平成２６年４月１１日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（２）　閲覧・配布時間

午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く。）

（３）　閲覧・配布場所

公立陶生病院　経営戦略室（閲覧）　会計課（配布）

（４）　設計図書に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院経営戦略室へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したＦＡＸを送ること。提出期限は平成２６年４月１６日（水）、午後４時とする。（ＦＡＸ番号：0561-82-9139）

（５）　設計図書に関する質問回答

平成２６年４月２１日（月）午後４時までに書面により回答をＦＡＸにて送付する。ただし、入札参加者から質問がなかった場合は、回答日の前日までに電話等により通知する。

５　入札執行の日時

（１）日時

平成２６年４月３０日（水）　午前１０時００分

（２）場所

公立陶生病院　南棟５階　第１会議室

６　入札保証金

（１）　一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第９条に基づき、その見積る契約金額の 100 分の５以上の入札保証金を平成２６年４月２８日（月）までに納めなければならない。

（２）　次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第 12 条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

①　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

②　一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

７　入札の執行

（１）　入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者 2 名以内とする。

（２）　入札回数は５回（再度入札は４回）とする。

（３）　一般競争入札参加資格を有する者が 1 人である場合又は入札に参加する者が 1 人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

（４）　入札参加者は、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

（５）　工事費内訳書の提出は必要としない。

８　予定価格等

予定価格は公表しない。

９　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　入札参加者の資格を有しない者のした入札

（２）　所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

（３）　所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

（４）　入札書の入札金額を訂正している入札

（５）　入札に際して談合等による不正行為があった入札

（６）　同一事項の入札に対し、２以上の意思表示をした入札

（７）　記名押印のない入札

（８）　入札書の記載事項が確認できない入札

（９）　その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

１０　契約

（１）　契約書作成の要否

必要とする

１１　契約保証金

（１）　落札者は、公立陶生病院組合契約規則第３３条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納めなければならない。

（２）　落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

①　契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

②　契約の相手方が過去２年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

１２　支払条件

瀬戸市会計規則第１５条の規定を準用し前払金を支払う。支払限度額は請負金額の 10 分の 4 又は１億円のいずれか金額の小さい方とする。

１３　その他

（１）　この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。

（２）　資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

１４　問い合わせ先

公立陶生病院組合　経営戦略室

瀬戸市西追分町 160 番地　電話　0561-82-1656（ダイヤルイン）